

悪質商法にご用心

クリーニング・オフが成立すると契約しなかつた状態に戻るので、商品の代金を支払う必要はありません。商品を受け取っていた場合でも、販売業者の負担で引き取つてもらいます。

◇はがき(簡易書留)での通知例◇

申し込み日	平成 年 月 日
・販売店(業者)名	
・販売店(業者)住所	
・商品名	
・商品代金	

右記の申し込みは撤回します
(契約を解除します)

平成 年 月 日

★被害事例2

消防署員のような服装をした男が「消防署の方から来た」と名乗り、消火器の購入を勧めてきた。足腰が悪く、歩くのがやつとの状態であり、お金もないと断つたが、「隣近所はみんな買っている。体が不自由なればこそ必要」と言われ、断りきれずに契約した。消防署に問い合わせたところ、訪問販売はしていないと分かった。だまされたので解約したい。

……クリーニング・オフ期間内であれば解約可能。

★被害事例3

「ワープロを使って月十万円から三十万円の安定収入。自宅で仕事可」の散ら

取られる可能性あり。

しを見て申し込み、登録料三万円払ったが、実際には仕事がこないし、収入もないで解約したが、登録料が戻らない。

……契約書にその旨が記載されているのであれば難しい。

★被害事例4

「将来、上手に作れるようになったら高額で買い取る」と言われて始めたアクセサリーの通信講座。講座が終わってかなり上手に作れるようになったのに「形が不揃い」とか「仕上げが遅い」などと言ってちゃんと買い取ってくれない。講座料、材料費も支払ってしまったのに。相談の内容から、クリーニング・オフ期間が過ぎているようなので解約は難しい。

トラブルに巻き込まれないために

★被害事例1

訪問販売で「ただ今セール中で格安ですよ」と言わされ、風除室の取り付けを、工事費を含め総額八十三万円で契約した。

相談窓口に寄せられた被害の実例

1. 楽をしてもうかかる話はありません。うまい話には必ず落とし穴があることを頭に入れておきましょう。
2. あいまいな返事はトラブルのもと。購入する意思がないときは、はつきりと「いません」「必要ありません」と断りましょう。
3. 興味があるときでも即断は避け、勧誘内容が事実かどうか調べたり、家族など周りの人相談したりしましょう。
4. 購入すると決めて、契約書の内容などをよく読み、よく聞き、慎重に行いましょう。
5. 万一、契約や解約をめぐつてトラブルになりそうなときには契約から約一ヶ月も経つており、「あなたの特注なため、解約には応じられない」との返答であった。どうしてもない」との返答であった。どうしても解約したいが。
- ……クリーニング・オフ期間を過ぎているので解約するとすれば違約金を支払う必要があるが、解約するとなれば違約金を支払う必要があるが、支払う必要はありません。商品を受け取つてもれます。

トラブルに巻き込まれたり巻き込まれそうになつたりしたら

市民部 生活課

消費者相談窓口

☎ 49-3111 (内線214)

へどうぞ

